

今年は丑（うし）年。十二支の2番目です。十二支はもともと植物が循環する様子を表していて、2番目の丑年は子年にまいた種が芽を出して成長する時期とされています。そのため丑年には、先を急がず目の前の事柄を一步一步、進めることが将来の成功につながっていくのだとか。実りある良い年にしたいですね。

## いどばた散歩道

いっちょらいタウン

いどばた散歩道～いっちょらいタウン～

<http://www.pc-kaikei.net>

昨年は新型コロナウイルス感染症で大変な一年でしたが、収束どころか勢いを増し、都市では緊急事態宣言の発令も検討されています。誰しもが慣れてしまって気の緩みがあるのも事実でしょう。再度、経済に大きな打撃を受ける前に、気を引き締め直して向き合っていくことが重要です。



## 痛快! えだまめ君

画：さおり



## 知っここ! 「税務のマメ知識」

### 【少数株主の権利とその対策について】

今回は、少し税務から離れて「株式」について考えてみましょう。2006年5月に新会社法が施行されましたが、基本的に株主より相対的に立場が弱い債権者保護に重きを置くものでした。と同時に、株主の中でも株主総会の多数決で必ず負けてしまうような「少数株主」の権利も拡充されました。これにより少数株主でも経営者にとって脅威となることがあります。少数株主の権利には株主総会提案権・帳簿閲覧権・取締役等の解任請求権・株主総会招集権などがあり、それらを行うための要件には議決権数と株式数、保有期間があります。具体的な例を挙げると、会社の帳簿を閲覧するには「総株主の議決権の3%以上または発行済株式総数の3%以上」の株式を所有していればよく、株式の保有期間の定めはありません。また株主総会を招集するには「総株主の議決権の3%以上」の株式を所有し、それを行う前に6カ月以上の保有期間があればOKです。このように少数株主でも会社に対して色々な権利を行使することは可能となりました。これらの対策としては「新たな少数株主を生まない工夫」「少数株主からの株式の買い取り」「会社の実情に合わせて発行できる種類株式の活用」などがあります。すでに少数株主が存在している会社は、どのような権利やリスクがあるのか具体的に確認しておきましょう。



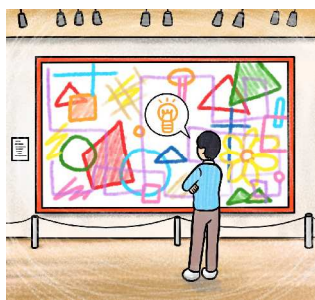
# 365日 が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

## 今月の商売のヒント:【今、注目されている「アート思考」】

お正月の華やかな気分も寒の入りを過ぎる頃には落ち着いて日常に戻ってきます。二十四節気の「小寒」の次候にあたる1月11～15日頃は、七十二候の「水泉動」。 「しみずあたたかをふくむ」と読みます。ちょうど1年でいちばん寒い時季ですが、地中では陽気が生じ、凍った泉では少しずつ水が動き始めている様子を表す言葉が「水泉動」です。あたり一面が冬枯れた晩冬の景色には一見、生命の躍動を感じさせるものは何もありません。しかし、身がすくむような寒さで凍てついた地面の下では、ほんの少しずつ春に向けた準備が始まっています。目に見えない自然の変化を見逃さず「水泉動」と表現した先人の鋭い観察眼や美意識。文明の発達と引き替えに私たちがこうした細やかさを失いつつあるとしたら、それはとても残念であり寂しくもあります。日本語の



「文明」と「文化」は同じように使われますが、この2つは似て非なるものであると考えているのは生物学者の福岡伸一氏です。福岡氏いわく「文明は人間が自分の外側に作り出したある仕組み」。電気、携帯電話、インターネットなど、生活の便利さ快適さ効率を追及するために作られたものです。一方の文化とは「人間



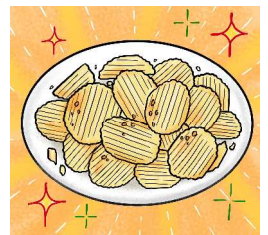
が自分たちの内部に育ててきた仕組み」。私たちの歴史と共にあり、土地に依存して風土に寄り添い、私たちの生命を守って生活を支えてきたものを福岡氏は文化と呼びます。現代はずいぶん文明寄りになっていると感じますが、ここ数年「アート思考」が注目されるようにもなりました。大雑把に言えば、自分だけのものの見方であり、既成概念の外し方と表現する人もいます。「これからは経営セミナーより美術館」だと言って、美意識を鍛える経営者が増えているとも聞きます。

厳冬でも地中に春が眠っているように、先人から受け継がれてきた文化は私たちの中にあります。自然がゆっくりと春に向かっていくように、ここで改めて文化に触れ、より心のこもった商売をしていきたい。そんなことを考えた新年でした。

## トレンドを斬る!

相次ぐ新製品の開発にスナック菓子市場が熱気を帯びています。カルビーは厚切りや波型、太いスティックなどじゃがいも

のカットにこだわり、ポテトの食感のバラエティーが豊富。湖池屋は厳選した原材料と地域ならではの素材を重視、おいしさを追求したプレミアムポテトチップが高評価です。健康を意識した減塩タイプや、大豆やそら豆でタンパク質が取れる栄養価の高い商品も続々と登場。スナック菓子はもはやジャンクフードならぬおうち時間の優秀なお供です。



### 今月のお知らせ

年末調整の結果等の書類を中旬に送付します。  
源泉徴収票の交付、源泉所得税の過不足の精算を行い、源泉所得税の納付書が同封されていりましたら、期限内に納付して下さい。

**納期限：令和3年1月20日(水)**

### 柳田会計事務所

〒671-2579

兵庫県宍粟市山崎町門前 19-7

電話：0790-62-8881 FAX：0790-62-8885

URL： <http://www.yanagita.net>

MAIL： [m-yanagita@nifty.com](mailto:m-yanagita@nifty.com)